

介護予防・日常生活支援総合事業が始まります

これまでの介護サービス事業者によるデイサービスやホームヘルプの他、ボランティア、地域の皆さんが参加して地域全体で介護予防を支援するしくみになりました

平成29年4月から、要介護認定申請を行わなくてもサービス利用が可能になります
(総合事業のみサービス利用の場合)

これからはサービスが必要な際に、簡単な心身の状態チェックを行うことで、日常生活支援総合事業(以下総合事業)の対象となります。(要介護(支援)認定に要する時間と費用がかかりません)

* 総合事業以外の介護保険サービスを合わせて利用する場合は要(支援)介護認定申請が必要です

総合事業のサービスは？



訪問型サービス

○これまでと同様のホームヘルプサービス

○ボランティアによる訪問支援

通所型サービス

○これまでと同様のデイサービス

○介護予防教室(市、短期集中型)

一般介護予防事業

○すっきり元気教室(脳トレ、体操など)

○地域の集いの場(住民主体の取り組み)

○その他の生活支援サービス

裏面へ→

Q 総合事業を利用するにはどうしたらいいですか？



- A** まずは、地域包括支援センターにご相談ください。
「基本チェックリスト」により心身の状態を確認したうえで、自分に合ったサービスや支援を受けることができます。

ご存知ですか？ 地域の集いの場

介護予防や生きがいづくりの場として、地域に住民が主体となった集いの場があることをご存じですか？人と人とのつながりを通じて自立支援の取り組みを行い、いきいきと自分らしく生活できる地域づくりも総合事業のひとつです。



調川お寄りませ

レクリエーションや体操、食事会など、それぞれの集いの場で、特色のある活動がされています

(平成29年1月現在)
・お寄りませ(調川)
・みくりや駅前元気カフェ(御厨・星鹿)
・めだかの学校(志佐)
など、地域には約20カ所の集いの場が立ちあがっています。

興味のある方は、地域包括支援センターへ
お気軽にご連絡下さい。

いきいきサロン(各地区公民館など)

スタッフのお世話で体操やレクリエーションを行います

介護予防に取り組みたい方や、日常生活上の悩みや困りごとがあれば
地域包括支援センターまでお気軽にご相談ください

松浦市地域包括支援センター (長寿介護課内) 0956-72-1111



総合事業に関するQ&A



Q 現在、要支援の認定を持ちデイサービスを利用しています。新しい制度になってもこれまでどおりデイサービス利用できますか

A 新しい制度になっても引き続きケアプランに基づきデイサービスを利用することができます。

Q チェックリストはどういうものですか

A チェックリストは、相談窓口で、必ずしも認定を受けなくても必要なサービスを利用できるように本人の状況を確認するものです。25の質問項目の趣旨に沿って本人が記入し、心身の状況を確認させていただきます。

Q 「要介護」の方は総合事業を利用することができますか？

A 総合事業の対象者は、要支援1、2の方と、チェックリストで「サービス事業対象者」となった方です。「要介護1～5」の方は利用できません。地域の集いの場等は、参加可能ですが、事前に主催団体にご相談ください。

ご存知ですか？ 地域の集いの場

介護予防や生きがいづくりの場として、地域に住民が主体となった集いの場があることをご存知ですか？人と人とのつながりを通じて自立支援の取り組みを行い、いきいきと自分らしく生活できる地域づくりも総合事業のひとつです。



調川お寄りませ

レクリエーションや体操、食事会など、それぞれの集いの場で、特色のある活動がされています

(平成29年1月現在)
・お寄りませ(調川)
・みくりや駅前元気カフェ(御厨・星鹿)
・めだかの学校(志佐)
など、地域には約20カ所の集いの場が立ちあがっています。

興味のある方は、地域包括支援センターへ
お気軽にご連絡下さい。

いきいきサロン(各地区公民館など)

スタッフのお世話で体操やレクリエーションを行います

問合せ先 松浦市地域包括支援センター(長寿介護課内)0956-72-1111